

兵庫県公報

平成23年12月28日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（契約管理課）	1

告 示

兵庫県告示第1357号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。
平成23年12月28日

兵庫県知事 井戸 敏三

告示文中「及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」を「並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に、「平成8年1月以降」を「第6の第3項に規定する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加することができる者の資格の有効期間において」に、「に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）」を「の競争入札」に、「時期及び方法」を「方法及び時期」に改める。

第1中「兵庫県」を「県」に改める。

第2を次のように改める。

（工事契約の競争入札参加者の資格）

第2 工事の請負契約（以下「工事契約」という。）の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項について審査を受けて格付けされる資格を有する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業許可
- (2) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目
- (3) 入札参加を希望する工事の種別（以下「工種」という。）についての年間平均完成工事高
- (4) 監理技術者数又は主任技術者数
- (5) 従業員の数
- (6) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税・地方消費税の納税状況
- (7) 入札参加を希望する工種の内容及び機器等の状況
- (8) 技術・社会貢献評価数値

2 前項の資格は次の各号に掲げる工種ごとに当該各号に定める等級に区分する。

- (1) 一般土木及び建築一式工事
A、B、C、D及びEの5等級
- (2) アスファルト舗装、造園、管及び電気工事
A、B及びCの3等級
- (3) 前2号に掲げる以外の工種
総合評定値をもって前項の資格に代える。

第3の見出し中「についての」を「の」に改める。

第3中「（以下「特例政令建設工事調達契約」という。）に係る」を「の」に改め、「（昭和24年法律第100号）」を削り、「その結果通知を有する者」を「その結果通知を有することについて審査を受けた者（第2に規定する資格を有する者を含む。）」に改める。

第4を次のように改める。

（測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札参加者の資格）

第4 測量、地質調査、環境その他調査、建築一式工事・管工事・電気工事の設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタントの役務の調達契約（以下「測量・建設コンサルタント等業務契約」という。）の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査を受けた者とする。

- (1) 業務実績状況
- (2) 直前決算における貸借対照表及び損益計算書
- (3) 営業年数等
- (4) 有資格者数及び技術者の経歴
- (5) 従業員の数
- (6) 資本の額
- (7) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税・地方消費税の納税状況
- (8) 競争入札に参加を希望する業務に関連する業者登録等の状況
- (9) 技術・社会貢献評価数値

第5の見出し中「についての」を「の」に改める。

第5中「についての」を「の」に改め、「次」の右に「の各号」を加え、「行なつた」を「行った」に、「1」を「(1)」に、「2」を「(2)」に、「3」を「(3)」に、「4」を「(4)」に、「5」を「(5)」に、「6」を「(6)」に、「7」を「(7)」に、「8」を「(8)」に、「JAB」を「公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）」に、「9」を「(9)」に、「10」を「(10)」に、「兵庫県が定めた入札参加資格制限基準の該当状況」を「県の入札参加資格制限状況」に、「11」を「(11)」に、「兵庫県指名停止基準の措置状況」を「県の指名停止措置状況」に改める。

第6から第9までを次のように改める。

（入札参加資格審査の申請等）

第6 工事又は製造の請負契約、物件の買入れ契約及び役務の調達契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、書面による入札参加資格審査申請（以下「書面申請」という。）又は電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）と当該者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を、別に定める方法により、別表の入札参加資格審査の申請時期に、知事に行わなければならない。

2 特例政令第3条の規定により同政令の適用を受ける場合において一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、前項の規定にかかわらず、一般競争入札参加資格審査申請を書面申請により随時知事に行うことができ、当該一般競争入札参加資格審査申請は、指名競争入札に参加する資格を得ようとする者が行う申請を兼ねたものとする。

3 前2項の資格の有効期間は、別表の競争入札参加者の資格の有効期間のとおりとする。

（入札参加資格審査申請記載事項の変更届等）

第7 入札参加資格審査申請を行った者は、次の各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス
- (3) 法人事業者にあつては、その代表者及び受任者の氏名
- (4) 個人事業者にあつては、その者の氏名及び受任者の氏名
- (5) 工事契約の入札参加資格審査申請を行った者にあつては、建設業許可番号及び許可年月日

2 次の各号に該当する者が、競争入札参加資格者の営業を引き続き同一性を失わずに行おうとするとき又は被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとするときは、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人事業者が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人事業者が法人を設立したときは、その法人
- (3) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
- (4) その他知事が承継したと認める者

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6関係）

(1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	書面申請	平成24年2月1日から同月15日まで	平成24年7月1日	平成26年6月末日
	電子申請	平成24年1月25日から同年2月13日まで		
追加受付	書面申請	平成24年9月1日から同月10日まで	平成24年12月1日	
		平成25年2月1日から同月10日まで	平成25年7月1日	
		平成25年9月1日から同月10日まで	平成25年12月1日	
	電子申請	平成24年7月1日から同月10日まで	平成24年9月1日	
		平成24年8月1日から同月10日まで	平成24年10月1日	
		平成24年9月1日から同月10日まで	平成24年12月1日	
		平成24年11月1日から同月10日まで	平成25年1月1日	
		平成24年12月1日から同月10日まで	平成25年2月1日	
		平成25年2月1日から同月10日まで	平成25年7月1日	
		平成25年7月1日から同月10日まで	平成25年9月1日	
		平成25年8月1日から同月10日まで	平成25年10月1日	
		平成25年9月1日から同月10日まで	平成25年12月1日	
		平成25年11月1日から同月10日まで	平成26年1月1日	
		平成25年12月1日から同月10日まで	平成26年2月1日	
特例政令適用	書面申請	随時	資格を認定した日	

(2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	書面申請	平成24年2月1日から同月15日まで	平成24年4月1日	平成26年3月末日
	電子申請	平成24年1月4日から同月20日まで		
追加受付	書面申請	平成24年9月1日から同月10日まで	平成24年10月1日	
		平成25年2月1日から同月10日まで	平成25年4月1日	
		平成25年9月1日から同月10日まで	平成25年10月1日	
	電子申請	平成24年4月1日から平成25年12月10日まで	毎月11日から翌月の10日までの申請受付分は翌々月の1日	
特例政令適用	書面申請	随時	資格を認定した日	

(注) 書面申請の申請時期は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

附 則

(経過措置)

改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資

格については平成24年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務調達契約の競争入札に参加できる者の資格については平成24年3月末日まで適用する。